

第17回

人権研究交流集会(3/20・21福岡) □ 分科会紹介 □

憲法カフェの広め方

あすわか分科会



二〇二二年三月二〇日・二二日に福岡で開催される人権研究交流集会に明日の自由を守る若手弁護士(あすわか)からも分科会にブースを出します。あすわか分科会は、一日目の後半(二五時半～一七時半)。今年のテーマは主権者教育です。

弁護士会の法教育委員会からの講師派遣で、学校で主権者教育を実施したことのある会員も少なくないと思いますが、あすわかでも講師派遣をし、学生向けの知憲活動・主権者教育に取り組んでいるところです。この分科会では、出前授業の経験が豊富な上越中央法律事務所の田中淳哉弁護士、教育現場で主権者教育に先駆的に取り組んでいる杉浦真理先生をゲストにお招きして、授業の報告をいただき、現場からの意見や感想、需要等、

いろいろなお話をお聞きたいと考えています。

もちろん、質疑応答コーナーや、意見交換の時間も設けますので、これまで出前授業をしたことのある方、これからやってみたいと考えている方も、どしどし意見を出していただけたらと考えています。

コロナ禍で、実際に学校に足を運んで授業を実施することは難しくなっていますが、オンライン授業を実施すれば、全国どこに居ても、どの学校でも授業は出来ます。このコロナ禍だからこそ、全国の会員がタッグを組んで、主権者教育を広めていきましょう。全国からより沢山の方に参加していただき、今後の作戦を立てて行きたいと考えています。是非、ふるってご参加ください。

(福岡 朝隈 朱絵)

第七回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二二年三月二〇日午後

分科会 一三時～一七時半(二コマ)

三月二二日午前

憲法劇 九時半～一〇時

全体会 一〇時～一二時

【会場】

アクロス福岡(福岡県福岡市)

<https://www.acros.or.jp/access/>

お問い合わせ先: info@seihokyo.jp

*詳細はFacebook入



第17回

人権研究交流集会(3/20・21 福岡) □ 分科会紹介 □

理不尽な校則NO!

— 人権の視点で子どもを取り巻く環境を考える

子どもの人権分科会

「靴下は白、ワンポイント不可、上靴を履いた状態で床から二五cm以上」

「男子の肌着は白」

「女子の下着は白かベージュ」

「前髪は眉上、横髪は耳にかかってはいけない。ツーブロック禁止」

「女子が髪を結ぶ位置は耳よりも下(ポニーテール禁止)」

「髪を結ぶゴムの色は黒・紺・茶のみ」

「眉毛を整えてはいけない」

福岡市内の公立中学校の校則です。

週に一回、服装・髪型検査があります。廊下にも一列に並んでシャツのボタンを外し肌着を教師に見せなければなりません。

福岡市内では、二〇二〇年からジェンダーフリー

ーの選択式標準服が導入され、性別を問わず、スカートとズボンを選ぶことができるようになりました。しかし、校則では厳格な男女分けがされたままです。

下着の色の指定、靴下の長さの指定、髪型の指定など、明らかに理不尽な校則が残っています。肌着の検査など人権侵害のおそれがあります。

八〇年代の学校が荒れていた頃と異なり、今やヤンキーは絶滅危惧種です。変形制服を着る生徒は皆無と言っても良いでしょう。なのに、校則は荒れていた時期よりも細かく厳格化しています。

しかも、校則に生徒の意見が反映される機会はなく、生徒会や生徒総会で校則に触れること自体禁止されています。校則について話題にしようものなら教師から「内申書に響くぞ」「人生かけるのか」

といった脅しを受け、生徒たちは声を上げることができません。

学校では、理不尽なルールでも文句を言わずに黙って従うことが求められます。このような環境で育った生徒は、自分たちの声で社会を変えられるという経験を否定されたまま一八歳で選挙権を与えられ主権者としての判断を求められます。理不尽に黙って従う精神を持ったまま社会に出ることになります。

理不尽な校則が生徒達から奪っているものは何なのか。理不尽な校則を生徒に強いるわけばならない教師たちは苦しくないのか。理不尽とわかっていながら、なぜ教師は校則を生徒に強いるのか。

今、学校は私たちの想像をはるかに超えて負のスパイラルに陥っています。生徒が声を上げることができず、教師も声を上げることができません。人権擁護を旨とする弁護士が声を上げ子どもの権利を取り戻す必要があります。

来年(二〇二二年)三月二〇、二二日に福岡で開催する青法協人権研究交流集会では、校則問題の第一人者である名古屋大学大学院の内田良准教授をお招きし、現代の子ども達に対する人権侵害である校則に切り込みます。

(福岡 後藤富和)

あと5ヵ月
第17回
人権研究交流集会

差別が生まれる構造

<https://www.facebook.com/jinkensyukai>

——今こそ再審法制の大改革を！ 大崎事件の最前線からあるべき再審法制を問う

大崎事件からみる再審法改正分科会

二〇二二年三月二日からアクロス福岡で行われる第一七回人権研究交流集会、その初日の前半（二時から一五時まで）に、私たち大崎事件弁護団は、「今こそ再審法制の大改革を！——大崎事件の最前線からあるべき再審法制を問う」というテーマで分科会を開催します。

二〇一九年六月、最高裁第一小法廷は、大崎事件第三次再審請求について、地裁・高裁が重ねた再審開始決定を取り消し、自ら再審請求を棄却しました。

事件から四一年。無実を叫び続けてきた九三歳の原口アヤ子さんは、またしても「ふりだし」に戻され、現在四度目となる再審請求を行っています。

第四次再審で

は、遺体で発見される三日前に側溝に転落し、死に瀕するほどの重傷を負っていた被害者を、酔っ払いと勘違いした近隣住民のIとTが軽トラックに放り込むなど手荒な方法で自宅まで搬送したため、被害者は自宅に到着したときはすでに死亡しており、その後の「殺人事件」はそもそも存在しえなかったことを示唆する救命救急医の鑑定書を新証拠としています。

このことをより明確にするため、弁護団はクラウドファンディングで集めた支援金を原資として、映画監督の周防正行氏に現場で被害者の救助・搬送状況を再現する映像を制作いただき、また、3DCGの技術を駆使して被害者を搬送した近隣住民のIとTの供述の矛盾を視覚的に明らかにする試みも行っています。

本分科会では、このような「大崎新時代」とも呼べる第四次再審の弁護活動の最前線を、クラウドファンディングの呼びかけ人であり、現場再現映

像の制作も手がけた周防監督とともに報告します。翻って、そもそもここまでやらなければ冤罪被害者を救済できないのはなぜなのでしょう。その背景には、我が国の再審制度が機能不全に陥っているという、制度上の問題が横たわっています。

このことについて、アヤ子さんと同じく女性の冤罪被害者として再審を闘い、無罪を勝ち取った青木恵子さん（東住吉事件）と西山美香さん（湖東記念病院事件）をゲストに迎え、過酷な冤罪被害の現実をリアルに語っていただきます。

そして海外の制度、とりわけ日本法をお手本に刑事司法制度を構築してきた台湾と韓国の再審法



大崎事件の現場で再現映像を制作した周防正行監督（中央）、スタッフの皆さまと弁護団

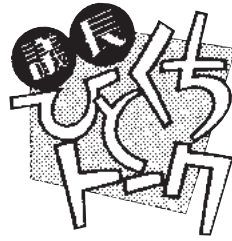
改正をめぐる動きを紹介し、今や世界の潮流から取り残された我が国の、あるべき再審法制を展望

します。

みなさま、再審法改正に向けたうねりを加速さ

せるべく、本分科会にふるってご参加下さい。

(大崎事件弁護団事務局長 鴨志田祐美)



「私の第一歩」

「それで、おまえさんは何をするんだい?」

一九九八年一〇月、群馬県草津町の栗生^{らうせんえん}楽泉園^{こだまゆいじ}で、^{らうせんえん}「劔雄」さんが私に言いました。

当時、私は群馬県前橋市で実務修習中の司法修習生で、青法協にも入っていました。が、青法協群馬支部の弁護士に誘われて、ハセン病療養所を訪問していました。既に同年七月三日、熊本地裁で熊本と鹿児島の一園の入所者一三人が「らい予防法」違反国家賠償請求訴訟を提訴していました。劔さん^劔も提訴を検討していたところ、大分の徳田靖之弁護士ら西日本の弁護団が、東日本の弁護士にも呼びかけつつ、提訴の具体的な打ち合わせをするため、草津に集合していたのです。私は、大変重要な場面に立ち会って

たわけです。

劔さんは、「俺たちは、これまでの人生をかけて国を訴えるんだ。どうか、手伝ってほしい。救ってほしいというんじゃない。手伝ってほしい」と言っていました。できるだけ多くの原告団をつくるため東京と静岡の療養所の原告も合わせ、翌年の三月に、東京地裁に提訴することが決まりました。

私は、元患者の皆さんが受けた被害の深刻さに圧倒されていました。今思えば、その時に見聞きしたことは、被害のごく一部で、表面を撫でただけだったのですが、それでいて、劔さんや鈴木幸次さんから原告団の「生きる」意志は、鍛えられた鋼のよう。それでいて、発する熱は炎のよう。「こんな人たちがいるんだ」と呆然としていたところに、おそらくその場で最年少の青年だった私に向かって、冒頭の劔さんの問いかけが来たわけです。見学者気分でした私は、「うっ」と詰まっています。次には覚悟を決めていました。「私もやります」。弁護士になるのは翌年の四月なのですが、良く言ったものです。

「そうか、しっかりやってくれ」との言葉に、その後、私は東日本弁護団に加わり、栗生担当となつて毎週のように草津に通い、また二〇〇〇年三月の楽泉園での検証対策を先輩方と担うことになりました。その話は、次号で。

来年(二〇二一年)の三月二〇日、二二日には、福岡で人権研究交流集會が開催されます。全体会では、「差別が生まれる構造——ハセン病問題から考える」とのシンポジウムが開かれ、先の徳田弁護士が登壇します。絶対に意義深い会になります。是非、来場かオンラインで視聴をお願いします。

(青法協弁学台同部会議長 上野 格)

※人権集会フレ企画として、八尋光秀弁護士の講演「ハセン病問題の現在」(仮)を以下の日程でZoomで配信予定です。視聴希望の方は、事務局(danboku@seihokyo.jp)までご連絡ください。

●二月五日(土)二時三〇分～二時一〇分
(会員対象)

本書に続いてこの加藤氏の言葉を見ると、まるで本書の続きを読んでいるかのような感覚になる。考えてみれば現在も日々分析の対象となる過

去になっているのだ。当然といえば当然かもしれない。分析・参照のない批判なき学問・研究が発展するはずがない。政府は著書の問う意味を認識

するべきである。

第17回

人権研究交流集会(3/20・21 福岡)

分科会紹介

人権活動と事務所経営の両立

—これからの弁護士、法律事務所はどこへ向かうのか—

一般社団法人弁護士業務研究所(通称:ベンラボ)企画
人権活動と事務所経営の両立分科会

1 社会環境の変化

地球規模での環境問題、資本主義・民主主義の危機、IT化とAI技術の進歩、と世界は今大きな転換期を迎えています。価値観の多様化とともに格差の拡大も深刻となっています。日本では、少子高齢化と地方経済の衰退も大きな社会問題となっています。他方、私たち弁護士の業界では、司法改革後の弁護士の大増による若手弁護士の急増、競争の激化、職業としての地位の相対的低下と若者の法曹離れも問題となっています。修習

生の中には、奨学金や貸与金の返済の重圧の中で、やりたい仕事よりも稼げる仕事、やりがいよりもまずはお金という進路選択をする人が増えているといわれています。預り金の使い込み、法律事務所の破産など弁護士の不祥事や社会的信用の失墜も相次いでいます。

私の事務所は大丈夫と胸を張って言えますか？

2 コロナによるパンデミックが法曹界に与えた影響

現在も進行中の新型コロナウイルスの感染拡大

は、国民経済への大きな打撃を与えると同時に私たち弁護士業界の業務にも大きな影響を与えました。裁判所の停止、相談・受任の減少はそのマイナスの影響でした。他方、コロナ危機を契機に、事務所や業務のIT化、在宅ワークが大きく広がりました。このような傾向は今後ますます広がっていくでしょう。

3 ウイズコロナの下で、法律事務所・弁護士はどう生き残っていくか

ベンラボは、事務所経営と人権活動の両立を掲げて活動を続ける、弁護士のための自主的研究・情報交流を目的として設立された組織です。社会正義と基本的人権擁護の使命を果たすために私たち弁護士は活動していますが、それは安定した経営基盤が確保できてこそ持続できる活動です。社会が変化する中でどう変化に対応し、弁護士の職責を果たしていくか？ 私たちにとって永遠の課題です。

あと3ヵ月
第17回
人権研究交流集会

差別が生まれる構造

<https://www.facebook.com/jinkensyukai>

二〇二二年三月に開催される人権研究交流集会（福岡）の分科会（三月二日三時～一五時）に、「結婚の自由をすべての人に」訴訟もブースを出します。

LGBT、性的マイノリティ、パートナーシップ宣誓、同性婚、レインボープライドといった言葉

を耳にするのも多い昨今ですが、同性婚制度については、未だに十分な理解がされていないことも多々あります。

分科会では、先進的な取り組みを行っている法律事務所・弁護士の経験を共有し、人権活動に闘

心がある弁護士だからこそ抱える共通の悩みを交流し、明日の業務への活力としていきたいと考え

ています。

全国津々浦々からの参加をお待ちしています。

（東京 原 和良）

「結婚の自由をすべての人に」訴訟から 同性婚の早期法制化について

同性婚の早期法制化を！分科会

たとえば、憲法が同性婚を禁止しているのではない、パートナーシップ宣誓制度で足りるのではない、同性カップルや同性婚を希望している人はごく少数の限られた人たちではないのかといった誤解は、枚挙に暇がありません。

同性カップルに対する社会の認知が進み、その不便・不利益の解消は、民間・地方自治体が中心となつて目進歩しています。

私たち、法律に関わる者は、そこにとどまらず同性カップルが、法律婚をできないために被る様々な法的・経済的・心理的・社会的不利益から目をそらさず、異性カップルでなければ法律婚を認めないという制度そのものが、同性カップルの

「結婚の自由をすべての人に」
九州訴訟



ちは考えています。

当日は、九州訴訟原告団も参加予定です。全国の皆様に、同性婚の法制化に向けて、私たちができること、なすべきことについて、一緒に考えていただくと幸いです。

ぜひ、ふるってご参加ください。当日お会いできることを、楽しみにしています。

（福岡 郷田真樹）

尊厳を傷つける、明らかかつ重大な差別的取り扱いであることを直視すべきです。

同性婚訴訟は、真正面から憲法について論じ、明治以来続いてきた婚姻制度の改正を求める、法律家冥利につくる訴訟だと、私た

今回も全ての事件に役立つ 「裁判必勝法vol.5」をやります

裁判必勝法vol.5分科会

1 はじめに

ネーミングから、幾分キワモノ的印象をもたれるかもしれないが、二〇〇七年名古屋での集会で初めて開催して人気を博して以来、常にベスト3の参加を誇る人気連続企画である。

2 分科会誕生の歴史

二〇〇二年、一六年間困難な弁護団事件を熱心に取り組んだ後に弁護士任官したあいち支部の永世事務局長T氏が、裁判官になって見えてきたものがあつたと言う。それは、裁判官というものは、「事件をこのように読む」、「判決を書くときはこのよう」なことが決め手になる」ということであつた。そのアイデアと志を形にしたのが本分科会である。

3 内容

肝心な内容だが、大変な難事件に勝訴をした

石木ダムは要らない

石木ダム建設反対運動分科会

1 事案概要

石木ダム建設事業は、起業者である長崎県・佐

二、三名のベテラン職人的弁護士と元裁判官一名のパネリストから、勝訴した秘訣を中心に、何十年という闘いと貴重な経験でしか得られない先人の深い職業的知恵（ディープナレッジ）が惜しげもなく披露される。我々は、背筋を伸ばし、心して聴くことになる。この知恵はどんなに心に響くこ

とか。困難な弁護団事件だけでなく一般の民事事件にも共通する弁護士としての気概やスピリットから、小さな、といつても簡単にはできない心遣いまで、全てが学びとなる。

そして、もう一つの素晴らしい講師が、同じ志を持った参加者からの会場発言である。これらが相まって、企画者が考えた以上の世界が広がる。

この分科会は、「先人の志と知恵を後継者に伝える」という、まさに青法協のスピリットを体現する分科会である。講師等は現在選定中である。歴史的な事件を闘った素晴らしい先人をお願いしようと考えている。ぜひ期待して頂きたい。

（あいち 北村 栄）

世保市が事業認定申請をした事業であり、「起業者によれば」この事業は、佐世保市へ十分な水道用水を供給する（利水目的）、及び石木川の流量

調整を行い、川棚川の氾濫による水害の軽減を図る（治水目的）等を目的とした石木ダムを建設するものである。

2 これまでの経過

(1) 石木ダム計画が持ち上がったのは一九六二年に遡るが、未だ本体工事には着手していない。また、一九八二年には長崎県が、機動隊を伴った強制測量を実施するも、地権者による強い反対運動によって中止に追い込んだことも本事件を語る上で特徴的な出来事である。現在、ダム建設予定地に居住している人々は三世帯約六〇名である。

(2) その後、二〇〇九年一月、長崎県・佐世保市が国土交通省九州地方整備局に事業認定の申請を行い、二〇一三年九月、同局は事業認定処分をした。

(3) 二〇一三年二月に石木ダム対策弁護団（弁護団長・馬奈木昭雄弁護士）を結成して現在に至る。

3 工事差止訴訟及び取消訴訟

(1) 取消訴訟

私たちは、二〇一五年二月三〇日、石木ダムの事業認定を取り消すことを求め、長崎地方裁判所に対して、国を被告とする取消訴訟を提起した。

その後、地裁・高裁にて、敗訴判決が出され、二〇二〇年一〇月八日、最高裁は、私たちの上告を棄却し、上告受理しない旨の不当決定をした。

(2) 工事差止訴訟

また、私たちは、取消訴訟とは別に、さらなる運動の広がり強化を目指して、工事差止めの本訴を提起したが、地裁では敗訴したため、現在、福岡高裁に係属中である。

4 今後の展開と総括

現在、私たちの運動はより広がり、二〇一八年には、現地での各種行事、長崎県・東京各地での行動、その他、石木ダム建設予定地に住む人々の生活を描いた映画「ほたるの川のまもりびと」が公開された。

居住者は、現在も従来生活をしてきた場所で、生業に励み、田畑を耕し、家族と共に生活を営んでいる。

分科会では、裁判内外の闘争、これまで何を考えて行動し、現在、どこまで到達しているか、について居住者、学者、弁護団から説明をする予定である。

（弁護団事務局 平山博久（福岡））

第七回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二二年三月二〇日午後

分科会 一三時～一七時半（二コマ）

三月二二日午前

憲法劇 九時半～一〇時

全体会 一〇時～一二時

【会場】

アクロス福岡（福岡県福岡市）

<https://www.acros.or.jp/access/>

お問い合わせ先：info@seihokyo.jp

*詳細はFacebookへ



分科会紹介

「若者の労働問題について」

若者の労働問題分科会

二〇二二年三月二〇日～二二日に福岡で開催される人権交流集会の分科会に、ブラック企業被害対策弁護団からもブースを出します。

ブラック企業とは、今野晴貴の定義によると

「新興産業において若者を大量に採用し、過重労働・違法労働・パワハラによって使いつぶし、次々と離職に追い込む成長大企業」です。ただ、この定義はやや狭く、実際に私達弁護団員が対峙

あと2ヵ月
第17回
人権研究交流集会



<https://www.facebook.com/jinkensyukai>

て福岡県弁護士会の八尋光秀弁護士をお招きし、「法政策形成型訴訟のススメ」と題する分科会を開きます。

八尋弁護士は、薬害エイズ訴訟、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟、薬害C型肝炎訴訟、ハンセン病家族訴訟といった弁護士事件に関わってこられました。いずれの事件についても、司法判断をテコに、社会の中の誤った法政策やこれを支える社会通念や道徳を覆すにとどまらず、立法および行政のステージで新たな法政策を形成し、原告の方々と被害者の被害の回復と権利の実現が図られてきました。

「被害にはじまり被害に終わる」という言葉もある

(福岡 島翔吾)

法政策形成型訴訟のススメ分科会

「法政策形成型訴訟のススメ」

してきた企業は新興産業に限られませんか、大企業ではないところもたくさんあります。これらの企業に共通する点を端的にまとめると「残業代を払わないで長時間労働させる企業」と言えるでしょう。

当弁護士は、日本初のブラックバイト事件の労働審判等、多くの事案に積極的に取り組んで解決

してきました。分科会では、そういった事案のご紹介をして、ブラック企業被害の実態を知っていただきたいと思います。

また、当弁護士の特徴として、インターネットを活用した啓蒙活動を盛んに行っていることが挙げられます。残業代ゼロ法案に対する反対運動のために作成した「ブラック法案によりしく」は、ウ

エブ版と動画版の双方を作成して拡散しました。また、労働時間を記録することの重要性を周知するために、事務局長の明石がウサギに扮して踊りながら歌う「記録しろ」という動画を作成する等しています。こういった活動についても、ご紹介したいと思います。ふるってご参加ください。

(埼玉弁護士会 明石順平)

るとおり、弁護士事件では、原告の方々が受けた(あるいは現に受けている)甚大な被害が訴訟の中心に据えられ、いかなる方法で被害を立体化し、裁判所に被害の核心に迫ってもらうかが鍵となります。また、被告は国や大企業といった大きな組織である場合がほとんどであり、いわゆる一般民事事件と比べて、訴訟の進め方も大きく異なります。さらに、特に司法判断を経た法政策の形成の段階では、立法院である国会(議員)が説得の対象となるだけに、支援者を中心とする世論のうねりが必要不可欠であるといえます。

分科会では、八尋弁護士のご経験をもとに、弁護士事件における裁判闘争の進め方や法廷外闘争のいろはについて、お話いただきます。みなさまのご参加をお待ちしております。